

旧	新
<p>Startia Cloud Voice契約約款</p>	<p>Startia Cloud Voice契約約款</p> <p><u>(カスタマーハラスメントの禁止)</u></p> <p><u>第30条 契約者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>(1)身体的な攻撃（暴行、傷害）</u></p> <p><u>(2)精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）</u></p> <p><u>(3)威圧的な言動（威嚇行為）</u></p> <p><u>(4)土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求</u></p> <p><u>(5)継続的な言動又は執拗な言動（繰り返し又は執拗な電話連絡を含む）</u></p> <p><u>(6)拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為）</u></p> <p><u>(7)差別的な言動</u></p> <p><u>(8)性的な言動、要求</u></p> <p><u>(9)従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む）</u></p> <p><u>(10)過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む）</u></p> <p><u>(11) SNSやインターネットでの誹謗中傷</u></p> <p><u>(12)無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影</u></p> <p><u>2. 契約者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サ</u></p>

旧	新
<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第30条 契約者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。</p> <p>2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を<u>行わないもの</u>とします。</p> <p>(解除、期限の利益喪失)</p> <p>第31条 契約者又は当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本条による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げません。</p> <p>(残存条項)</p> <p>第32条 本契約の第11条(秘密保持)、第17条(割増金)、第18条(遅延損害金)、第22条(損害賠償)、第30条(反社会的勢力の排除)第2項、第31条(解除、期限の利益喪失)第2項及び第3項、本条及び第33条(準拠法・合意管轄裁判所)は、本契約の終了後も有効に存続します。</p>	<p><u>ポート及び保守等の対応の一時停止又は中止をすることができます。当社が、本項の規定に基づいて、契約者への対応を一時停止又は中止したときは、当社は契約者に対して、債務不履行責任を負いません。</u></p> <p><u>3. 当社は、カスタマーハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。</u></p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第31条 契約者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。</p> <p>2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を<u>することができません</u>。</p> <p>(解除、期限の利益喪失)</p> <p>第32条 契約者又は当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本条による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げません。</p> <p>(残存条項)</p> <p>第33条 本契約の第11条(秘密保持)、第17条(割増金)、第18条(遅延損害金)、第22条(損害賠償)、第31条(反社会的勢力の排除)第2項、第32条(解除、期限の利益喪失)第2項及び第3項、本条及び第34条(準拠法・合意管轄裁判所)は、本契約の終了後も有効に存続します。</p>

旧	新
<p>(準拠法・合意管轄裁判所)</p> <p>第33条 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、契約者及び当社はお互いに信義誠実の原則に則り、話し合いによって解決します。</p> <p>別記</p> <p>2. 契約者の名義の変更</p> <p>(2) 当社は、届出の書面に記載された時刻に名義の変更があったものとして取り扱います。ただし、<u>当社は、当社の</u>判断により、名義変更を承諾しないことができるものとします。</p> <p>3. 契約者の地位の承継</p> <p>(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に提出<u>するものとします</u>。</p> <p>4. 当社の維持責任</p> <p>当社は、ブラステルをしてブラステルが設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持<u>させるとします</u>。</p> <p>5. 契約者に係る情報の利用</p> <p>(1) 契約者は、電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当社が当該協定事業者に対し契約者に係る個人情報を提供することに同意<u>するものと</u>します。</p>	<p>(準拠法・合意管轄裁判所)</p> <p>第34条 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、契約者及び当社はお互いに信義誠実の原則に則り、話し合いによって解決します。</p> <p><u>2025年5月14日改訂</u></p> <p>別記</p> <p>2. 契約者の名義の変更</p> <p>(2) 当社は、届出の書面に記載された時刻に名義の変更があったものとして取り扱います。ただし、当社の判断により、名義変更を承諾しないことが<u>あります</u>。</p> <p>3. 契約者の地位の承継</p> <p>(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に提出<u>します</u>。</p> <p>4. 当社の維持責任</p> <p>当社は、ブラステルをしてブラステルが設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持<u>させます</u>。</p> <p>5. 契約者に係る情報の利用</p> <p>(1) 契約者は、電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当社が当該協定事業者に対し契約者に係る個人情報を提供することに同意<u>します</u>。</p>

旧	新
<p>(2) 契約者は、下記URLの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意するものとします。</p> <p>URL : https://www.startia.co.jp/privacy/</p>	<p>(2) 契約者は、下記URLの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。</p> <p>URL : https://www.startia.co.jp/privacy/</p> <p style="text-align: right;">2025年5月18日改訂</p>